

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会
東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川 忠雄

編集人 広報担当 前川 和義
副会長



〈第26回合同観桜会〉



更なる前進を目指して

— 税理士法改正の軌跡 —

徳重 寛之

《はじめに》

税理士業界の永年の懸案であった「税理士法の一部を改正する法律案」が、去る5月25日衆議院において可決・成立し、6月1日に公布された。

昭和55年の改正以来、実に20年余を経ての大改正であり、日本税理士会連合会（以下、日税連という）が「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」（以下、タタキ台という）を作成してから6年余

を要した改正であった。

今回の改正の理由として、参議院における趣旨説明で、「政府は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度を確立するため、所要の見直しを行う」と述べている。この説明に今回の改正項目の特徴が表れている。すなわち、当初、日税連は、55年に改正されて以来改正が行われず、税理士制度を取り巻く環境の変化に対応す

るための法改正を目指したが、平成10年度に発足した規制緩和委員会が示した公的資格制度の横断的な見直し16項目が、平成11年3月に規制緩和推進三ヵ年計画に盛り込まれ、閣議決定をされたことにより、大きく改正項目の再検討を迫られた。その表現が、趣旨説明の「納税者の利便の向上に資する」との表現となった。この様に、今次の改正は環境の変化と、規制緩和の二つの流れに沿って改正されたと言える。

《タタキ台の誕生》

日税連における税理士法改正の動きは、平成3年7月に制度部より「税理士法改正に関する中間意見について」が、具申されたことにより端を発した。この意見書では、短期改正項目として8項目の早急な改正を要望しているが、各税理士会に意見照会を行った結果、①法改正の全体像が不明確、②部分改正で良いのか等の意見が出された。この意見を踏まえ、全体的な見直しに着手すべきとの方針が出され、以後4年にわたり検討が重ねられ、平成7年6月に、今次改正の基礎資料となったタタキ台が作成された。このタタキ台に述べられた基本的な考え方に沿って以後の法改正運動が形成されていくこととなる。

その考えとは、①昭和55年改正の経緯を教訓として、②税理士のみ主張に墮することなく、③時代が要請する税理士制度を構築する、の3点に要約できる。①については、55年改正時に業界内で改正項目に付いて、激しく論議が戦わせられ、業界内で、賛成、反対両派に分かれ、改正運動の統一が図れず、日税連は、「税理士法改正に関する基本要綱」を凍結したうえで法改正を行うという苦い経験があり、今回、日税連と税務当局は、この轍を踏んでは法改正ができなくなるとの考え方から、法改正にあたり、「業界は一枚岩で」を目標に、「基本要綱」等を作成せず、「タタキ台」という検討資料にとどめて、最後の改正要望までは機関決定をおこなわないという進め方を採った。

《様変わりした法改正運動》

平成9年4月「タタキ台の審議状況」が公表され、業界内での法改正の気運は一気に盛り上がり

をみせた。平成9年6月には自由民主党の有志による「税理士制度改革推進議員連盟」（以下、議連という）が、設立され、平成10年4月には、主税局、国税庁、税理士会の三者による勉強会が開催されるに至り、法改正運動も本格化することとなった。55年改正時までは、法改正は税理士側の要望というより、税務当局側の要望に沿って行われてきたことは否めない。が、今次の改正については、税理士側の改正要望ということが強く感じられる改正要望であったため、国会関係者はもちろん、行政側との話し合い、検討に多くの時間を要した点が、今次改正の大きな特徴であるといえる。このような経緯を得て、改正項目の絞り込み作業が続けられ、平成12年9月、日税連では、理事会で「税理士法に関する改正要望書」を機関決定し、国税庁長官、大蔵省（現、財務省、以下同じ）主税局長に提出した。その後の動きは日税連の機関紙等で公表されているので割愛するが、平成13年3月9日には「税理士法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。当時の不安定な政治状況を踏まえ、今通常国会での成立を期して、参議院先議という、異例の国会上程となり、平成13年5月25日、衆議院で可決、成立の運びとなった。

《修正されたタタキ台》

今回の改正は税理士法施行50周年目にして、社会構造の改革に対応する改正となっている。しかし、税理士会側が要求した21項目については、すべて要望通り改正されたわけではなく、規制緩和の流れ等の中で見送られたり、他士業との調整の問題で後退した項目もある。

規制緩和の要請から見送られた項目として代表的なものは①税務相談の定義、②付随業務たる会計業務の拡充、③税理士証票の更新制度、④登録時における税理士の業務に関する修習制度等である。追加された項目は、税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定の削除があげられる。又、修習制度に変わり、研修制度が努力目標として追加されている。

他士業との調整の結果後退した項目としては、税務訴訟における税理士の地位に関する規定、い

わゆる出廷陳述権について、「訴訟代理人とともに」との規定となり、本人訴訟の場合の文も削除された。

その他、①税務書類の範囲、②調査の通知、③帳簿作成の義務、④臨税等が今回の改正から見送られている。

《政・省令の重要性》

今次の改正において、今後、政、省令に委ねられた部分も相当数にのぼる。

改正法第7条関係であるが、学問領域が限定されることとなるが、「税法(会計)に属する科目その他財務省令で定めるもの」と規定されており、法改正の主旨から限定の範囲を厳しくする必要性がある。又、国税審議会の手続等に関しても税理士試験との均衡に配慮する必要がある。

改正法第8条関係であるが、これについては、基本的な改正がなされていない。衆議院の付帯決議にある「税務官公署の試験免除に係る指定研究については、一般試験との均衡に配慮しつつ、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性、公正性を確保すること」の主旨を踏まえて、財務省令が定められることが重要である。

税理士法人の項にあたっては、業務の範囲が第2条第2項の業務以外は、財務省令で定められる。

税理士主宰の会計法人等との関連を含めたところでの検討が必要であろう。

来年の4月1日施行にあわせて、政、省令も早い段階で公表されると思うが、是非、税理士、納税者にとって利便性のある政、省令の制定が望まれる。

《今後の課題》

今後、政令、省令、規則等の改正を得て、改正税理士法に則り、日税連、税理士会、支部の会則、規則等の改正が行われ、平成14年4月1日より施行となる。

新しく創設された法人制度は、国民の利便性に資するためのものであるが、対外責任について合名会社の規定が準用され無限連帯責任性が採用され、寡占化防止のためと一説には言われるが、期待と不安が相半ばした船出となろう。

又、会則による報酬規定の削除は、税理士業に競争原理が導入された結果であり、個々の事務所経営に直接関係してくる問題であり、裁判所における補佐人制度の創設は、納税者の代理人としての位置づけへの半歩である。補佐人制度を活かすため訴訟に関する研修制度を充実させ、この制度による実務経験を積むことにより、更に一步の前進を図らなければならない。

今次改正を見送られた項目についても、税理士法の基本である第一条「使命」の問題は、論議されていないし、税務官公署職員の勤務経験による試験免除制度、税理士会の自主性の確立についても、改善はされたものの、解決には至っていない。

弁護士、公認会計士の数の増大による税理士への自動参入、商法における計算公開に伴う担保制度の問題、規制緩和による任意加入、外部役員への導入等、制度をめぐる問題はまだまだ山積しているのが現状である。

《むすびに》

今次の改正は、タタキ台という機関決定を行っていない改正要望で、法改正が行なわれた。しかも、立法、行政府との連携を図りつつ改正が行われたことに特徴がある。

法改正にあたって森日税連会長、行政当局が、「業界が一枚岩となって」と度々発言されたが、税理士個々の法改正運動への関心は、今一つであったことは否めない。それは、公開される情報の量、限定された論議の場に起因するものと考えられる。特に、法人制度については、十分に論議されたとは言い難い、衆議を尽しての一枚岩が必要ではなかったかと考える。

税理士制度が続く限り、時代に即応した法改正が常に必要となる。

55年次改正の教訓を活かし、今次の改正が行われたが、次の改正には、また、13年次改正の教訓を活かして改正運動が行われる事が必要であり、新しい制度の下、理想の税理士制度を探究する不断の努力を続けていかなければならない。このことが、税理士制度に対する税理士の責務であると考える。

中央大学会計人会平成12年度定時総会報告

年会費は当分の間、5千円と決定!!

副会長 鈴木 康 雄

平成13年5月31日午後5時半より、中央大学駿河台記念館において、平成12年度定時総会が開催された。

第1部 定時総会

荻野副会長の司会の下、審議に先立ち平川会長より挨拶があった。この中から主なものを紹介すると、日税連による寄付講座が開催された旨、市ヶ谷キャンパスにおけるアカウンティングスクールの現状、中央大学経理研究所が駿河台記念館に戻ったこと、また平川会長が今年から評議員となったこと等であった。

その後、議長が選任され直ちに議事に入った。

(1) 事業報告承認の件

平成12年度の事業報告については荻野副会長より活動状況が報告され、また、学会関係や他大学との交流についても報告された。なお、本議案については、次の収支報告承認に関する件と関連するので一括して説明された後賛否を諮ったが、全員異議無く承認可決した。

(2) 収支報告、会計監査報告の件

荻野副会長より、上記議案に続けて5ページ掲載の収支計算書及び貸借対照表について説明があった後、会計監査については監事による適正の報告書が朗読され、以上につき賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(3) 事業計画案、収支予算案承認の件

これから議案上程に際し、平川会長より、本総会に先立って開催された役員会において、会則により年額1万円とされている本会の年会費を当分の間5千円とする決議がされたことの説明があった。

これは、より多くの会員の参加を呼びかけるとともに、最近の財政状態を勘案したものであり、会則第6条は変更せず、付則による当分の間の特別措置である。

荻野副会長はこの点を踏まえて事業計画案及び収支予算案につきそれぞれ提案説明し、その賛否を諮ったところ全員異議なく承認可決した。

(4) その他



上記議案のほか、次の事項について審議した。

① 青年部創設の件

青年部を新たに設置してはどうかとの提案があり審議した結果、多くの賛成を得て設置することとしたが、詳細については正副会長により今後検討を進めてもらうこととした。

② 事務局職員採用の件

本会における書類の郵送、会費徴収その他の諸事務処理は従来より会長事務所の職員によって処理されており、この役務提供に対して会として何らの支払をしていない。特定の事務所に負担を課すのは望ましくないとの意見があった。これについても参加者の賛同を得て承認可決した。採用候補としては、例えば中央大学の職員OBが相応しいのではないかと意見があった。

以上をもって本日予定された審議事項のすべてを終えたので、午後6時定時総会を閉会した。

第2部 講演会

定時総会終了後、佐藤副会長の司会進行により引き続き講演会が開催された。

テーマ：「企業組織再編税制に関連する連結納税制度の動向」

ーフランス型連結納税の導入があるかー

講師：会長 税理士 平川 忠雄 先生

来年の導入を目指して着々と準備が進められている連結納税制度につき、フランス型が導入されるのではないかとということで、アメリカ型、フランス型の比較を交えて約1時間にわたって講演が行われた。



宴された。

平川会長の挨拶に続き、前川副会長の発声により乾杯をし、しばしの間、和やかな歓談を楽しんだが定刻を迎え、お開きとなった。



第3部 懇親会

講演会に引続き、午後7時より1階のレストランにて、鈴木副会長の司会進行により懇親会が開

平成12年度 収支計算書 (平成12年1月1日～平成12年12月31日)

平成13年度 収支予算書 (平成13年1月1日～平成13年12月31日)

中央大学会計人会

【単位：円】

支出の部				収入の部			
科 目	平成12年度 予算額	平成12年度 決算額	平成13年度 予算額	科 目	平成12年度 予算額	平成12年度 決算額	平成13年度 予算額
名簿作成費	1,200,000	0	1,200,000	通常会費収入	5,000,000	3,530,000	2,500,000
会場費	1,000,000	923,259	1,000,000	親睦会収入	1,500,000	580,000	1,500,000
通信費	1,000,000	494,480	1,000,000	雑収入	100,000	130,000	100,000
事務局費	600,000	0	600,000	利息収入	50,000	1,108	50,000
消耗品費	300,000	35,048	300,000				
会報費	900,000	404,040	900,000				
渉外費	300,000	140,000	300,000				
研修費	500,000	317,690	500,000				
広告費	100,000	0	100,000				
委員会費	200,000	0	200,000				
予備費	500,000	0	500,000				
雑費	50,000	14,926	50,000				
当年度支出合計	6,650,000	2,329,443	6,650,000	当年度収入合計	6,650,000	4,241,108	4,150,000
次年度繰越金	15,056,656	16,968,321	14,468,321	前年度繰越金	15,056,656	15,056,656	16,968,321
支出合計	21,706,656	19,297,764	21,118,321	収入合計	21,706,656	19,297,764	21,118,321

貸借対照表 (財産目録)

平成12年12月31日

中央大学会計人会

【単位：円】

科 目 (内 訳)	金 額
I 資産の部	
1 現金	23,150
2 銀行預金等	
①東京三菱銀行 中野支店 (普) No.4451431	73,907
②安田信託銀行 神田支店 (普) No.1227297	218,077
③三井住友銀行 上野支店 (普) No.7579585	92,073
④富士銀行 上野支店 (普) No.4512448	14,250,484
④振替預金 神田六郵便局 No.150-6-28490	2,310,630
資産の部合計	16,968,321
II 負債の部	0
差引正味財産有高	16,968,321

会計監査報告書

今期決算につき、平成12年度の事業報告書並びに収支報告書、財産明細及び関係帳簿類等を監査したところ、適法に処理されておりますのでご報告申し上げます。

平成13年5月15日

監事 田 中 左 門

税理士法改正の影に

—「税理士特別試験」違憲訴訟にふれて—

岩田克夫(昭37商卒)

平成13年5月25日税理士法改正が21年ぶりで行われた。これは昭和26年6月15日法施行50周年にあたり、東京税理士会の総会は、その公布日に合わせ、例年より若干早めて開催された。

マグナカルタも、1215年6月15日である。その日を記念して公布されたのであれば、関係者に敬意を表するのであるが……。

今回の改正税理士法評価については他の稿に譲るとして、かつて近畿の税理士によって「税理士特別試験」の違憲訴訟のその経緯を述べることによって、税理士の本質が浮んでくるのではないか。

—税理士特別試験の沿革—

(1) 昭和26年税理士法成立。

この法律には特別試験制度はなかった。しかし、当初の税理士法には当時の税務職員の一部に限って、税理士資格を（無試験）認定する制度があった。（附則5条）

(2) 昭和31年特試制度成立。

「……ところで、昭和29年11月国税庁長官と全国労組との交渉において組合は、税務職員に対し、税理士となる資格を附与すべしという要求を表面化するに至り、国税庁側もこの組合の要求に対し、何らかの措置を取らざるを得ないような事態となっていた」。（税理士制度沿革史（日税連）以下「沿革史」という151頁）その結果、「税理士法附則」30、31の規定によって「特試制度」が

30 昭和31年7月1日から5年間に限り、第6条に規定による税理士試験を行う。

31 次の各号の1に該当するものは、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

1. もっぱら国税又は地方税に関する行政に従事した通算して20年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ、政令で定める年数以上になる者。
 2. 計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が、通算して10年以上になる者
- 特試制度創設の理由として、

第1、昭和26年当時の税務職員との平等性の確保。
第2、40歳を超えるものは難しい普通試験にはな

かなか合格しないが、実務能力があるので、救済したい。

第3、税理士は弁護士、公認会計士と違って、厳重な試験を行う必要がない。……税理士制度を代表人の役割にとどめ、……より基本的には税務当局の補助機関にしておこうという思想の現れとって良いだろう。

(3) 昭和36年改正。特試再び5年延長。

その提案理由は、政府は昭和26年の税理士法が施行されて以来の税理士制度の運営の経験を顧りみまして……根本的検討を加える方針であります、……今回は税理士との登録事務の移籍及び税理士特別試験の存続期間の延長等当面必要な事項についての税理士法一部の改正をしようとするものであります。……」（昭和36年3月第38回国会における田中茂穂政務次官。）

(4) 昭和37年から40年の改正。廃案。

昭和36年の税理士制度の全般にわたる検討を完了すべきことが附帯決議されたことに伴い、また、提案説明の言明の約束を果たすために、政府は昭和37年8月10日、税制調査会のその検討を要請したのであった。

特試制度の改正案は「特別税理士試験制度はこれを廃止することとする。」とし、特試制度のより簡略化と固定化にあり、一般職員に権利を与えず、管理職へ目指させる競争で人事管理の強化と税務職員の特権化を意図するものであった。

この法律案は税理士会と税理士試験受験生の激しい反対運動によって昭和40年6月1日遂に廃案となった。そして、特試制度の憲法違反の訴訟が起され、昭和60年まで、「当分の間の3年間」が30年間もの長期に亘り続き、その後、現行制度へ変容するのである。

特試制度の違憲訴訟請求の原因としては、その合格者数のみ発表され、合計34,583名であった。また、同期間の一般試験の受験者888,007名、合格者21,886名、合格率2.46%である。（増補改訂版沿革史1045、1046、1060頁より集計）

以下、判決文より原告の請求の一部を引用する。

(一) 特別試験について規定する法附則第30項ないし第36項の規定及び現在実施されている特別試験は、憲法第14条第1項に違反する。すなわち、

- (1) 特別試験の受験資格と、試験科目及び試験問題の選択制との間に矛盾が存し、合理性がない。
- (2) 特別試験の筆記試験は、法第6条による税理士試験（以下一般試験という。）のそれと比較して税理士としての専門的知識を判定するには問題の程度が低すぎる。
- (3) 特別試験の口頭試験は、筆記試験で合格点に達しなかった人について一人でも多く合格させるために恩情的はからいをするものである。
- (4) 特別試験の合否においては、経験年数に参酌点を加算することにより著しく合格を容易にしている。
- (5) 特別試験の合格率は80ないし90パーセントであるのに対し、一般試験は約3パーセントに過ぎない。

前に述べたとおり、特別試験は、一般試験に比較して著しく不合理な差別をし、法附則第31項第1号に規定する税務職員に対してのみ特権を与えるものであるから、憲法第14条第1項に違反する。

(以下略)

かつて、商法監査導入の折、税理士会の頑強な反対に前尾繁三郎法相(当時)は、その解決法として税理士の公認会計士との合併の提案がなされ、特試税理士をのぞいてなら了承の会計士会の回答に、税理士会は当然、全会員を主張、破談となったことを仄聞する。

昭和47年から10年余にわたる訴訟の末、(大阪地裁・東京地裁へ移管、東京高裁)、昭和60年からの「特試制度」の廃止から20年余の歳月が過ぎた。草莽、彼らの努力が税理士制度の発展に寄与しているのではないか。今回の改正が「一将功成り萬骨朽ちる」の風潮があるとしたら、誠に残念である。

ちなみに、特試訴訟の原告団の名は、横井弥一郎(滋賀)、岡平蔵(和歌山)、家間勇吉(大阪)、谷間實(兵庫)、吉沢恒郎(京都)、志水源司(兵庫)、松本茂郎(兵庫)の7人のサムライであり、志水、松本両先生以外は、既に亡くなられた。

「例外は拡大する。」という。この民主主義の世に、「官尊民卑」の残滓も、税理士法第8条(免除資格要件)もなくなり一般試験のみに一本化するの、いつの日か、日本税理士連合会という組織になり、より良き税理士制度が実現することを願って筆を擱く。

“第10回中大会計人会ゴルフ同好会コンペ始末記”

大江 晋也

第10回中央大会計人会のゴルフ大会が5月16日(水)に名門コースである多摩カントリークラブにおいて開催されました。当日は早朝より霧雨の状態でありましたが、前日の天気予報は曇りとのことでしたが、スタート開始前には雨足は強くなるばかりでした。今回は申込の先生が少なく2組の大会となりました。四国より参加の越智通秀競技委員長のルール説明後にスタートしましたが、ハーフを終わった段階で競技委員長より続行不可能との判断が下され、ハーフで競技を終了とってしまいました。

私は第一組で、メンバーの松浦先生(新宿支部)、岡崎和雄先生、鈴木康雄先生とご一緒させていただきました。松浦先生は正確なショットをされ、鈴木先生は豪快なゴルフをされ、岡崎先生

はドライバーショットの正確性は見事なものでありました。そんな中で、私はみんなに遅れをとらないように雨中戦でなんとかハーフを終了することができました。昼食時に越智競技委員長より中止の知らせを受け一同残念がっていましたが、悪天候による事故を気づかされた裁定ではなかったかと思いますが、その後一同で浴室に入った時には、一転天候が回復し、またまた、一同の残念ぶりは大変なものでしたが、しかし、さすが中大会計会のゴルフのメンバーは紳士の先生ばかりで、競技委員長に誰一人として苦情を言う先生がいなかったことには感心しました。

その後、パーティ会場で成績発表が行われ、私と越智通秀先生が同ネットでも年齢順で優勝することとなりました。準優勝は越智先生、3位は松浦

先生でありました。成績発表後に賞品の授与と懇親会が行われ和気相合いのうちに、なごやかなムードでゴルフ場を後にすることが出来ました。

私が優勝をしたという事で結果を書くようにとの事ですが、私が優勝することが出来たのは、同伴者の松浦先生、岡崎先生、鈴木先生のお陰と紙面を借りてお礼申し上げます。

なお、中大会計人会のゴルフ同好会は年2回(春と秋)にゴルフ大会を開催し、また、五大学の会計人のゴルフ大会も年2回開催され、当会計人会の先生方が参加しております。会員の先生方でゴ

ルフをされる先生は、上手、下手を問わず是非入会をお待ちしております。

秋のゴルフ大会は10月16日(火)に平塚富士見カントリークラブで、五大学ゴルフ大会は11月2日(金)に相模カンツリー倶楽部で開催予定でございますので、同好会に入会されていない先生は、下記の事務局まで申込をお待ちしています。

【事務局】

岡崎和雄税理士事務所

千代田区岩本町 2-8-10 神田永谷マンション301

TEL 3863-2264 FAX 3863-3622

第26回合同観桜会

—駿台会計人倶楽部と上野の杜で—

山口文六

例年より早い桜の開花でほぼ満開となった上野の杜にある精養軒で、4月2日恒例の中大会計人会和駿台会計人倶楽部(明大)の合同観桜会が盛大に開かれた。両大学の先生方をはじめ、友好各大学の会計人から大勢の来賓にご出席頂き振やかな観桜会となった。

早いものでこの会も今回で26回を迎えることになり、往年の元気旺盛だった青年も壮年も頭髪の薄く、白くなってきたのが目立つようになったのは致し方ないが、それでも酒盃を重ねるごとに青春の思い出はよみ返り、明大メンバーが「白雲なびく駿河台」を、続いて中大メンバーによる「草

のみどりに風薫る」がそれぞれ元気一杯に斉唱されて会場の雰囲気盛り上げた。両大学のエール交換も行われて、しばしみんな学生時代にタイムスリップして会場はクライマックスに達した。

名残はつきなかつたが8時過ぎ観桜会はお開きとなった。帰りの公園の花の下は、ビニールの座敷に陣取った飲めや唄えやの花見客で溢れ、桜によせる日本人の心情は時代が移っても変わらないことを物語っており、心嬉しく思われた。

この会も末永く続いて若い世代に引き継がれてゆくことを願いつつ家路についた。



— 編集後記 —

○会報発行も1年ぶりの第10号となりました。その間、大変間隔を開けたこととなりお詫び申し上げます。今後は年間2回は発行するよう努力するつもりです。

○小泉内閣となり、世論の支持は圧倒的ですが、構造改革は果たして出来るのでしょうか、また予算編成は思いどおり党内をまとめられるのでしょ

うか、全く不安な門出となりました。何はともあれ、会計人の皆様にとっても景気回復が何よりも期待されることでしょう。

○巻頭論文は徳重先生に執筆をお願いしましたが、今後の問題点を鋭く指摘されていますので是非ご一読下さい。

○この号が発行される頃は暑さも一段落となつていまいしょうが、今後共皆様ご自愛の程お願いします。(前川)